#### 国の債権に係る情報の公表

#### 内閣府、総務省及び財務省 (交付税及び譲与税配付金特別会計)

#### 歳入金債権の発生額及び消滅額等の推移

	10 11410/19/14 17/14/19					(単位:百万円	(P	(単位:百万円)			
		令和3年度	令和4年度			令和5年度	令和6年度				
	管理対象債権額	消滅額	管理対象債権額	消滅額	管理対象債権額	消滅額	管理対象債権額	消滅額			
	前年度以前	前年度以前発生分   本年度発生分	前年度以前	J.前発生分 本年度発生分	前年度以前	前年度以前発生分   本年度発生分	前年度以	前年度以前発生分本年度発生分			
	第生未消滅 秦生未消滅 債権分	うち 不納欠損額 不納欠損額	第1年22-5日	うち 不納欠損額 うち 不納欠損額	発生未消滅 本年度発生分 債権分	うち 不納欠損額 うち 不納欠損額	前発生未 消滅債権 分	うち 不納欠損 額 額 類			
合 計	997 - 997	7 997 - 997	- 3,160 - 3,160 3,160	- 3,160	- 4,366 - 4,3	366 4,366 4,366	- 2,596 - 2,596 2,	2,596 2,596 -			
備考	(管理対象債権額) 返納金債権:997	(消滅額) 返納金債権:997	(管理対象債權額) 返納金債權:3,160 (消滅額) 返納金債權:3,160		(管理対象債権額) 返納金債権:4,366	(消滅額) 返納金債權:4,366	(管理対象債権額) 返納金債権:2,596 返納金	或額) 金債権: 2,596			

※消滅額の項中「うち不納欠損額」は、歳入徴収官事務規程(昭和二十七年大蔵省令第百四十一号)第二十七条第一項各号に該当する金額の合計額であり、消滅額の内数。

#### 歳入金債権の年度末現在額の推移

	_																								(単位:百万円)							( <u>1</u>	単位:百万日
				和3年度末現						令和4年度末現在額					令和5年度末現在額						令和6年度末現在額												
			一般分(徴収				徴収	停止分	_			一般分(徴収				徴収	停止分					停止分を除く			徴収停止分					亭止分を除		徴	仅停止分
		本年度発生債権分				合計									合計					発生債権分				合計		4	本年度発	生債権分	前年度以前	ī発生債権分	合	<del>*</del>	
		履行期限到 履行期限 来額 到来額	表表 履行期限至 来額	履行期限未 到来額	未 履行期限3 来額	到 履行期限未 到来額	本年度発生 賃権分	前年度以前 発生債権分		履行期限到 来額	] 履行期限未 到来額	₹ 履行期限至 来額	利 履行期限 到来額	未 履行期限 来額	段到 履行期限 到来額	本年度発生 青権分	前年度以前 発生債権分		履行期限到来額	] 履行期限未 到来額	履行期限至来額	履行期限未 到来額	· 履行期限到 来額	到 履行期限未 到来額	本年度発生 前年度以前 传権分 発生債権分	履到	l行期限 l来額	履行期限 未到来額	履行期限 到来額	履行期限 未到来額	履行期限 到来額	を 履行期限 未到来額	新年度 前発生 格分
			_																	<u> </u>												<u> </u>	
				太 当	な	し <u> </u>							亥 当	な	し b						Ī	亥 当	な	L					1	姟 🗎	当な	ょし	
																						1		ļ									
		1																															-
合 計																																	

※計数はそれぞれ単位未満切り捨てによっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

(問い合わせ先) 総務省大臣官房会計課 決算第二係 TEL 03-5253-5111 内線21357

大門祝及い藤子祝庇門並特が芸師	本年度発	生債権分	前年度以前	i発生債権分	1	<del> </del>	/ <del>世</del> 北
区分	件数	金額	件数	金額	件数	金額	備考
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの(免除)							
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの(消滅時効の完成)							
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの(滞納処分の停止)							
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの(みなし消滅)							
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの(消滅時効が完成し、か つ、援用の見込み)			該	当	なし	,	
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの(法人の清算が結了)							
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの(債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み)							
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの(破産法等の規定により 債務者が免責)							
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの(債権の存在について法 律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込 みがない旨決定)							

区分		性債権分		ī発生債権分		+	備考
<u> </u>	件数	金額	件数	金額	件数	金額	畑石
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの(免除)							
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの(消滅時効の完成)							
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの(滞納処分の停止)							
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの(みなし消滅)							
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの(消滅時効が完成し、か つ、援用の見込み)			該	当	なし	•	
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの(法人の清算が結了)							
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの(債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み)							
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの(破産法等の規定により 債務者が免責)							
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの(債権の存在について法 律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込 みがない旨決定)							

文的代及い議分院配的並行が云司区分	本年度新	<b>E</b> 生債権分	前年度以前	<b>ī</b> 発生債権分	11111	<del> </del>	備考
<b>△</b> 万	件数	金額	件数	金額	件数	金額	加与
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの(免除)							
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの(消滅時効の完成)							
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの(滞納処分の停止)							
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの(みなし消滅)							
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの(消滅時効が完成し、か つ、援用の見込み)			該	当	なし	,	
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの(法人の清算が結了)							
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの(債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み)							
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの(破産法等の規定により 債務者が免責)							
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの(債権の存在について法 律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込 みがない旨決定)							

文的代及い議分院配的並行が云司区分	本年度新	<b>E</b> 生債権分	前年度以前	<b>ī</b> 発生債権分	11111	<del> </del>	備考
<b>△</b> 万	件数	金額	件数	金額	件数	金額	加与
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの(免除)							
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの(消滅時効の完成)							
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの(滞納処分の停止)							
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの(みなし消滅)							
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの(消滅時効が完成し、か つ、援用の見込み)			該	当	なし	,	
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの(法人の清算が結了)							
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの(債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み)							
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの(破産法等の規定により 債務者が免責)							
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの(債権の存在について法 律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込 みがない旨決定)							